

「移動支援ガイドライン」



熊野町

令和5年2月

1. 目的

障害者及び障害児（以下、「障害者等」という。）が円滑に外出し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会参加を支援することにより、福祉の増進を図ることを目的としています。

2. 利用対象者

熊野町内に住所を有する又は熊野町による介護給付費等の支給決定を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

障害種別	対象要件
身体障害者（児）	身体障害者手帳の交付を受けている方のうち ①移動に著しい制限のある視覚障害者 ②全身性障害等、肢体不自由の障害程度が1級に該当するものであり、両上肢及び両下肢の機能障害を有するもの ③体幹機能障害を有し、その障害程度が1級から3級に該当するもの ④下肢機能障害を有し、その障害程度が1級から3級（※1）に該当するもの ⑤内部機能障害を有し、その障害程度が1級から3級に該当し、かつ、自力での歩行が困難で車いす等を使用しなければ屋外での移動が困難なもの
知的障害者（児）	療育手帳を所持し、外出時に移動に支援が必要なもの
精神障害者（児）	精神障害者保健福祉手帳を所持し、外出時における移動に支援が必要なもの

3. 外出の範囲

原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものを移動支援の対象とします。外出のための支援の場合、「準備を伴う支援」や「帰宅した直後の対応支援」などが含まれれば、支援の始点または終点のいずれかは利用者の居宅でなければなりません。

1) 対象となる外出の範囲

事由	外出内容	外出先の例
社会生活上必要不可欠な外出	公的な機関における諸手続き	金融機関等への外出 冠婚葬祭など
	緊急性を必要とするもの	・日中一時支援（一時利用型） 利用の送迎 ・医療機関及びこれに準ずるものへの通院（定期的な通院計画を持たないもの）※1
	今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後の継続性のないもの	学校、施設等の見学や利用手続き、入学手続き、会社への就職説明会など
余暇活動等の社会参加のための外出	文化施設等の利用	美術館、映画館、コンサート会場等
	体育施設等の利用	体育館、競技場、プール等
	屋外レジャー	動物園、遊園地、キャンプ等
	買い物※2	商店、デパート等
	理容・美容・着付け	理容院、美容院
	国・県・市町主催の研修・講座・訓練・見学等各種行事への参加	健康まつり、敬老会等
	趣味や当事者団体等サークル活動	福祉大会等

※1 定期的な通院は、居宅介護(通院等介助又は通院等乗降介助)の対象となります。

※2 食材や生活必需品を購入することは、居宅介護（家事援助）の対象となります。

2) 対象とならない外出の範囲

事由	外出内容	外出先の例
経済活動に係る外出	通勤	会社通勤等
	営業活動	訪問販売等のセールス活動 講演会においての講師をし、謝礼を受ける場合等
通年から長期にわたる外出	学校への通学	通学、通園、学童保育への送迎 ※3
	施設への通所	障害福祉サービス事業所、介護事業所
	持病による定期的な通院	
	グループホームから施設や会社への送迎	
社会通念上適当でない外出	宗教活動、選挙活動等の政治活動	
	賭博性の高い遊戯	
	風俗営業等を行う店舗	
事業所が企画するイベントへの外出		

※3 通学できない緊急その他やむを得ない場合はご相談ください。内容を確認（別紙申立書の提出による）し、特例により期間、支給量の制限を行い支給する場合もあります。

- ・通学の練習などを行う場合→最大4か月（更新不可）
- ・保護者の入院などやむを得ない場合は日数制限を設け体制が整うまでの間（入院の場合は保護者の退院日の属する月の末日まで）

3) その他ケースについては、社会福祉課にご相談ください。

4、利用者の負担

移動支援にかかる利用者の上限額については、利用者の属する世帯（※）の所得状況によって、次のとおりになります。

	生活保護受給世帯	町民税非課税世帯	町民税課税世帯
上限額	0円	0円	1,500円

※世帯範囲の考え方については、障害福祉サービスに準じる扱いとする。

5、サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例は以下のとおりです。

1) 移動支援の対象となる事例

- ① 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- ② 外出先でのコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- ③ 外出先での排せつ、食事、更衣等の介助
- ④ 外出に伴い必要と認められる身の回りの世話

2) 移動支援の対象とならない事例

- ① 外出先での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合
- ② 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- ③ 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- ④ 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として「預かり行為」を行う場合
(※移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としているため、介護者の休息を目的としたものは対象となりません)

6、利用時間数

移動支援の利用時間数は、利用目的等の聞き取りで必要と認められる時間数となりますが、原則として1月につき「**60時間**」を超えることはできません。

7、移動支援に関するQ&A

Q1 グループホーム入居者は移動支援を利用できますか？

A グループホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。

Q2 移動支援における通院時の取り扱いは？

A 居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなります。院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障害状況によって必要となる介助（視覚障害のある方で、初めて行く病院では病院内の配置がわからず、付き添いが必要となる場合や、知的障害のある方で、慣れたヘルパーが付き添わなければパニックを起こしてしまう場合等が考えられる。）であれば、移動支援の対象とすることができます。その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。

Q3 病院や施設に入院・入所中であっても利用できますか？

A 移動支援については、社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、入院中や施設入所中（短期入所中を含む）※の方でも、移動支援を利用することは可能です。

※ サービス提供範囲外の外出支援に限られます。

Q4 1回あたりのサービス提供時間は？

A 1日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

Q5 ヘルパー自らが運転する場合は算定できるの？

A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。これらを受けずに実施した場合は、移動支援の算定対象とはなりません。

Q 6 ヘルパー派遣に要する交通費はどうなるの？

A 事業所が運営規程の中で定めている実施地域にヘルパーを派遣する場合は、交通費を徴収することはできませんが、実施地域外のヘルパー派遣については、あらかじめ利用者に対して説明を行い、同意を得ることで、交通費の徴収は可能と考えます。

Q 7 目的地のみの支援は可能ですか？

A 目的地が移動支援の対象となる場所なのであれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。
いわゆる『預かり行為』と考えられる場合は、対象外となります。

Q 8 学校行事での外出には使えるの？

A 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、対象外となります。

Q 9 プール内での支援を行う場合は算定できるの？

A 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険の回避のための必要な支援を行った場合となります。したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となりますが、『水泳の指導』や『一緒に遊ぶ』といった行為については、対象外となります。

Q 10 複数の目的地がある場合でも算定できるの？

A 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。
ただし、一連の外出の中で、1か所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、その時間を除いて算定してください。

Q 11 ヘルパーが一緒に食事をする場合は算定できますか？

A ヘルパーが食事をしている間は、常時支援が行われている状態とはいえないため、

原則として移動支援の算定対象にはなりません。

Q 1 2 準備のみを行って外出できなかった場合は算定できますか？

A 外出のための着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対象となります。それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

Q 1 3 旅行中における移動支援の利用は可能ですか？

A 旅行中であっても移動支援を利用することができます。
ただし、宿泊先での食事、入浴、排せつ等の介助は、移動支援の対象とはなりません。

Q 1 4 通学支援として利用はできますか？

A 通学は原則保護者が行うものと考えるため、原則は利用できません。
ただし、保護者の就労や疾病のため入院した場合等、場合によっては可能です。